

## 委員会提出議案第10号

### 尖閣諸島沖における国民の安全と利益を守ることを求める意見書

本年9月7日、尖閣諸島沖の日本領海内で違法操業を行っていた中国漁船が我が国の巡視船に衝突する事件が発生し、公務執行妨害罪等の容疑で中国漁船の船長を逮捕したところ、中国側は、閣僚級以上の交流停止や国連総会での日中首脳会談の見送りなどに加え、同国河北省で4人の日本人の身柄を拘束するなどの対抗的措置をとり、さらには、中国人観光客の日本への渡航を中止するなど、我が国の産業界にも多大で深刻な影響が及んでいます。

尖閣諸島は、日本固有の領土であり、沖縄県石垣市に属しています。

我が国は、尖閣諸島について、1885年以降再三にわたり現地調査を重ね、清国などいずれかの国の支配が及んでいる痕跡は認められないことを慎重に確認し、1895年1月14日には標杭を建設することを閣議決定して、領土に編入しました。それ以来、太平洋戦争後の一時期を除いて、我が国が実効支配し、今日に至っています。

1895年から1970年代後半の東シナ海大陸棚の石油開発の動きが出るまでの間、中国は、一度も日本の領有に対して異議も抗議も行ったことはなく、また、1958年や1966年に発行された地図でも、同諸島を日本の領土として表示しています。

このように、尖閣諸島は日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も疑いのないところです。

よって、国においては、国民の安全と利益を守る立場にあることを踏まえ、今後このような事態が繰り返されないために、以下の事項を講じるよう強く求めます。

- 1 尖閣諸島の領有の正当性が歴史的事実や国際法の法理に基づいていることについて、中国政府を含めた国際社会に確固として示していくよう外交努力すること。
- 2 海上保安庁が撮影した中国漁船と巡視船の衝突時の映像を公開する等、特に国民の基本的な人権として配慮されるべき「知る権利」の保障のために、情報の公開を徹底すること。
- 3 冷静かつ理知的な交渉により平和的に領有権問題を解決することにより、東アジアの平和と安定に貢献するよう努めること。
- 4 日本の漁業者が尖閣諸島海域において安心して操業できるよう、領海侵犯が繰り返

返される尖閣諸島周辺の領海の警備・監視体制等の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年12月14日提出

さいたま市議会総合政策委員会

委員長 井上 洋平